

2012.10.1

選挙管理委員会（細則）

1. この細則は、本協会の定款第5条および代議員選挙規則第8条、第9条の細則を定める。
2. 本協会の理事会は、代議員選挙を適切に実施するため、代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
3. 理事会は、代議員選挙および補欠代議員選挙に立候補しない正会員の中から5名の選挙管理委員及び2名の開票立会人を委嘱する。
選挙管理委員については、公平性、透明性を期するため、弁護士、学識経験者、有識者から選任する。
4. 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
5. 理事・監事は、委員になることができない。
6. 選挙管理委員は、次期代議員になることはできない。
7. 委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。
8. 委員会は、指定期日までに代議員になろうとする正会員から立候補届出書を受理する。
当該選挙区で代議員になろうとする者がいない場合、または当該選挙区の代議員定数に満たない場合は、正会員の中から代議員を満たすよう代議員候補者を選定することができる。
9. 委員会は、代議員選挙日の14日前までに、各選挙区内の正会員代議員候補者一覧を添え、当該選挙区に属する全正会員に郵送する。
10. 各選挙区の代議員の選出は、当該選挙区に属する正会員が一人1票による無記名投票によって行うものとして、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。ただし、立候補者が当該選挙区の定数を超えないときは投票を行わず選任するものとする。
11. 投票は、郵送方式（指定投票用紙と返信用封筒）により実施する。
12. 投票用紙は、郵送方式で回収する。
13. 委員会は、立候補しない正会員の中から2名の開票立会人の下で開票する。
14. 委員会は、代議員及び補欠代議員に対し、選任されたことを通知する。
15. 委員会は、選挙結果をとりまとめ、代表理事に通知する。
16. 委員会は、選挙結果を公示しなければならない。
17. 選挙管理委員へ報酬を支払うことができる。
18. 選挙管理委員の任期は、委嘱された日から2年とする。再任を妨げない。

以上